

被扶養者（家族）を申請するときの必要書類

※（写）と表記ないものは、原本です。
 ※ 公的機関の証明書類は「マイナンバー」は非表示のものを指定してください。

【全員必須】の必要書類	必要（証明）書類	備考
	健康保険被扶養者異動届	* 当健保組合のホームページよりダウンロードしてください。 * 任意継続被保険者制度申込の方は異動届は不要（申請書に扶養記入欄があります）
	住民票（続柄、世帯全員が記載されているもの）	* 別居の場合は、被保険者世帯と別居世帯のそれぞれの住民票を提出してください。 * 一人住まいの方であっても「世帯全員の証明」を指定して取得してください。

扶養対象者の状況等	必要（証明）書類	備考
別居（仕送り）	銀行振込の通帳（写）または現金書留控（写）の直近3ヵ月分	* 続柄によって別居が認められない場合があります。（ホームページ「被扶養者になれる人の範囲」参照） * 手渡しは証明にならないため、仕送りとして認められません。 * 被保険者の単身赴任および大学、高等等の通学のための別居については、原則、提出不要です。
1年以上無職	収入（所得）証明書または住民税非課税証明書	* 原則、妻および子どもは提出不要。（ただし状況により提出依頼する場合があります） * 妻は、異動届備考欄に「1年以上無職」と記入。
退職後（退職後1年未満の方）	退職証明書 退職金支給額のわかる明細書等（写）	* 雇用保険を受給する方は申請できません。（待機中も不可） * 退職金がない場合は、異動届備考欄に「退職金なし」と記入。
雇用保険未加入	添付書類なし	* 異動届備考欄に「雇用保険未加入」と記入。
雇用保険受給しない		
① 離職票未発行の場合	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）	
② 離職票発行済の場合	離職票1・2（写）	* 「雇用保険受給しない」旨、ハローワークの証明（押印等）があること。
雇用保険受給延長	受給期間延長通知書（写） 離職票1・2（写）	
雇用保険失業給付受給終了	雇用保険受給資格者証（写）	* 両面をコピーしてください。（支給終了の記載があること）
パート・アルバイト中	給与明細（写）の直近3ヵ月分	
自営業・不動産・利子等の収入がある	確定申告書（写） 収支内訳書（写）または青色申告書（写）	* 自営業の年収は、「収入内訳書」または「青色申告書」に記載されている「売上（収入）」-「売上原価」の金額とします。
年金受給中 老齢/障害/遺族/農業/企業年金等	次のうち、発効日が直近の通知書（写） 年金振込通知書、年金支払通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書・支給額変更通知書	* 年金額の記載部分、通知の宛先氏名、発行元の部分をコピーしてください。
特別施設に入院中	在院証明書	
海外に赴任する被保険者同行	ビザ（写） 海外赴任辞令（写） 海外の公的機関が発行する居住証明書（写）	* 書類が外国語の場合は、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。
就労以外での目的で一時的に海外に渡航する	ビザ（写） ボランティア派遣機関の証明またはボランティアの参加同意書等（写）	* 書類が外国語の場合は、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。
被保険者の海外赴任中に出生・婚姻等で身分関係が生じた （海外赴任する被保険者同行する者と同の方）	出生・婚姻等を証明する書類（写）	* 書類が外国語の場合は、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。
父 母	現況表	* 別居の義父母は申請できません。
子 ども		* 夫婦共同で子どもを扶養している場合は、配偶者の年収を異動届備考欄に記入。 * 被保険者に配偶者がいない場合はその状況（死別・離婚等）を異動届備考欄に記入。
高校生・予備校生・大学生	在学証明書または学生証の表・裏（写）	* 学生証は、裏面に印字がない場合も、裏面の写しは必要です。
海外において留学する学生	ビザ（写） 在学証明書または学生証の表・裏（写）	* 学生証は、裏面に印字がない場合も、裏面の写しは必要です。
病気のため働けない （16歳以上の学生でない場合）	医師の診断書または障がい者手帳（写）、養育手帳（写）等 収入（所得）証明書または住民税非課税証明書 現況表	
被保険者が女性の場合	現況表	

◎上記は最低限必要な書類です。状況により、追加で書類をお願いする場合があります。
 ◎不明点等ございましたら、健保組合tel03-5719-4741へお問い合わせください。